

事務連絡
令和2年3月27日

地方農政局
園芸特産課長 殿

園芸作物課
施設園芸対策班

「園芸用施設の設置等の状況」の見直しに係る事前の意見照会について

今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）※に基づき、地方公共団体の負担を軽減するため、項目及び対象品目の削減を行うこととしましたので、以下の意見照会について貴局管内都府県に依頼願います。

また、併せて、本状況把握に当たっては、調査の合理的かつ効率的な実施の観点から、都道府県、市町村等の地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を御報告いただければ十分であり、追加的な調査は不要であることを周知願います。

【項目及び対象品目の削減に関する意見照会】

当方で作成しました調査票（案）について、各都道府県で更なる項目の削減や追加等のご意見がありましたら、令和2年5月末日までにご提出をお願いします。

《今後のスケジュール（案）》

令和2年3月 園芸用施設の設置等の状況（H30）の公表
調査票の見直し意見照会
令和2年5月 修正意見の集約、取りまとめ
7月 修正案の意見照会
令和3年3月 調査依頼（課長通知）
9月 調査回答期限
令和4年3月 公表

※ 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）（抄）

5 【農林水産省】

(10) 地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握

地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容については、調査の合理的かつ効率的な実施の観点から、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度中に地方公共団体等に周知する。

また、地方公共団体の負担を軽減するため、それぞれの次回調査までに、調査項目や対象品目の削減等を行う。